

前項嘆願書に依る待遇改善要求に對し九月十三日會社當局と港灣従業員組合代表者と會見折衝の結果次の覺書並に團體協約書の通解決したのである。

○ 覺 書

合資會社自念組小蒸汽船乗組員待遇方法を左記の通り定む

左 記

一、退職手當

(イ) 退職手當に對する期間計算は大正十四年四月現社長の就任したる時より起算す

(ロ) 退職手當は滿壹箇年に對し

(A) 責任者 金四拾圓以上

(B) 普通船員 金貳拾五圓以上

但し滿二箇年未滿のものには適用せず

壹箇年以上貳箇年未滿のものに對しては相方合議の上金壹封支給することあるべし

(イ) 現社長就任以前の在職期間は手當給與の期間に含まざるも其の期間に對しては相方合議の上金壹封を支給す

(ロ) 左の條項に該當するものには退職手當の一部又は全部を支給せざることあるべし

(A) 不都合の行爲ありたるもの

(B) 破産船非其の他に依り法の制裁を受けたるもの

二、災害手當 船員法適用

三、免狀手當 金參圓也

但し乙種二等運轉士、三等機關士以下免狀に對しては支給せず